

船舶インシデント調査報告書

令和2年11月4日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（バッテリー過放電）及び運航不能（推進器故障）
発生日時	令和2年2月2日 14時30分ごろ（1件目のインシデント） 令和2年2月2日 15時00分ごろ（2件目のインシデント）
発生場所	兵庫県淡路市淡路交流の翼港北東方沖 （1件目のインシデント） 岩屋港北防波堤東灯台から真方位162° 1.6海里付近 （概位 北緯34° 33.9′ 東経135° 01.9′） （2件目のインシデント） 岩屋港北防波堤東灯台から真方位162° 1.6海里付近 （概位 北緯34° 33.9′ 東経135° 01.9′）
インシデントの概要	（1件目のインシデント） プレジャーボートPOSEIDONは、錨泊中、主機が始動できなくなり、運航不能となった。 （2件目のインシデント） プレジャーボートPOSEIDONは、錨泊中、主機のクラッチが故障して運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年2月28日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート POSEIDON、5トン未満（長さ10.07m） 240-30861兵庫、個人所有 ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力169.2kW、回転数 毎分2,900、6気筒、ボア105.8mm、使用燃料軽油
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	（1件目のインシデント） 本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者4人を乗せ、釣り場で錨泊中、移動する目的で主機を始動しようとしたところ、バッテリーがあがって始動できず、船長が自力での航行を諦めて118番通報を行った。 本船は、来援した巡視艇が依頼した付近の釣り船から電力の供給を受け、主機を始動することができた。 本船は、後日、機関整備会社が点検修理を行った結果、主機付属の発電機（ダイナモ）が破損してバッテリーが充電できないことが判明し

	<p>た。</p> <p>(2件目のインシデント)</p> <p>本船は、電源の供給を受け、主機を始動することができたものの、主機のクラッチを前進に入れても推進器が回転しなかったため、船長が自力での航行を諦めて118番通報を行い、来援した巡視艇にえい航されて定係地に戻った。</p> <p>本船は、後日、機関整備会社が点検修理を行った結果、クラッチ作動油の油圧配管が裏側で腐食して破口が生じ、作動油が漏えいしてクラッチが作動していないことが判明した。</p>
<p>分析</p>	<p>(1件目のインシデント)</p> <p>本船は、主機付属の発電機の点検が行われていない状態で錨泊中、主機付属の発電機が経年劣化等により発電能力の低下、又は発電機本体が破損したことから、充電できずにバッテリーが完全に放電して主機が始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>(2件目のインシデント)</p> <p>本船は、油圧配管の点検が行われていない状態で錨泊中、主機が始動できなくなり、電源の供給を受けて主機を始動したものの、主機のクラッチ作動油の配管が腐食により破損していたことから、主機のクラッチ作動油が漏えいして作動せず、推進器が回転しなくなり、運航不能となったものと推定される。</p>
<p>原因</p>	<p>(1件目のインシデント)</p> <p>本インシデントは、本船が、主機付属の発電機の点検が行われていない状態で錨泊中、主機付属の発電機が経年劣化等により発電能力の低下、又は発電機本体が破損したため、充電できずにバッテリーが完全に放電して主機が始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p> <p>(2件目のインシデント)</p> <p>本インシデントは、本船が、クラッチ作動油の油圧配管の点検が十分に行われていない状態で錨泊中、主機が始動できなくなり、電源の供給を受けて主機を始動したものの、主機のクラッチ作動油の配管が腐食により破損したため、主機のクラッチ作動油が漏えいして作動せず、推進器が回転しなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、発電機の運転中、バッテリーの端子電圧を計測するなどして発電機の発電状況を確認すること。また、主機の始動後、バッテリー電圧の回復が遅い場合は、発電機または駆動装置（プーリー等）の点検を行い、必要に応じて修理や交換することが望ましい。

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 船舶所有者及び船長は、各種油圧配管の裏側も点検を行い、必要に応じて整備や修理を行うこと。 |
|--|--|